

第33号議案

神戸市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件

神戸市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

神戸市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年12月条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号イ中「156万人」を「154万人」に改め、同号ウ中「67万6,000立方メートル」を「58万3,000立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

理 由

水道事業に係る給水人口及び水需要の予測の見直し等に伴い、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市水道事業の設置等に関する条例 ぬきがき

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(水道事業の経営の規模)

第3条 水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

(1) 次号の給水区域を除く市の区域をその給水区域とする水道事業

ア 略

イ 給水人口 156万人

154万人

ウ 1日最大給水量 67万6,000立方メートル

58万3,000立方メートル

(2) 略